

最高裁秘書第5295号

平成30年12月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書の開示についての通知書

11月22日付け（同月26日受付、最高裁秘書第4976号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

- (1) 刑事弁護修習記録（抜粋）（片面で1枚）
- (2) 刑事修習記録（第1分冊）（抜粋）（片面で1枚）
- (3) 刑事修習記録（第2分冊）（抜粋）（片面で1枚）
- (4) 檢察修習記録（第1分冊）（抜粋）（片面で1枚）
- (5) 檢察修習記録（第2分冊）（抜粋）（片面で1枚）
- (6) 民事弁護修習記録（第1分冊）（抜粋）（片面で1枚）
- (7) 民事弁護修習記録（第2分冊）（抜粋）（片面で1枚）
- (8) 民事修習記録（抜粋）（片面で1枚）

2 提供しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)から(4)まで及び(8)の各文書には、公にすると試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（記録番号）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号柱書及び同号イに定める不開示情報に

相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

(2) 1の(5)から(7)までの各文書には、公にすると試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（記録番号、記録内容に関する説明）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第6号柱書及び同号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 提供の実施方法

写しの送付

要返却、複写禁止

秘

刑事弁護修習記録

第 [REDACTED] 号

司法研修所

要返却、複写禁止

秘

刑 事 修 習 記 錄

第 [REDACTED] 号
(第 1 分冊)

司 法 研 修 所

要返却、複写禁止

秘

刑 事 修 習 記 錄

第 [REDACTED] 号
(第2分冊)

司 法 研 修 所

要返却、複写禁止

秘

検察修習記録

第 [REDACTED] 号
(第1分冊)

司法研修所

要返却、複写禁止

秘

検 察 修 習 記 錄

第 [REDACTED] 号
(第2分冊)



司 法 研 修 所

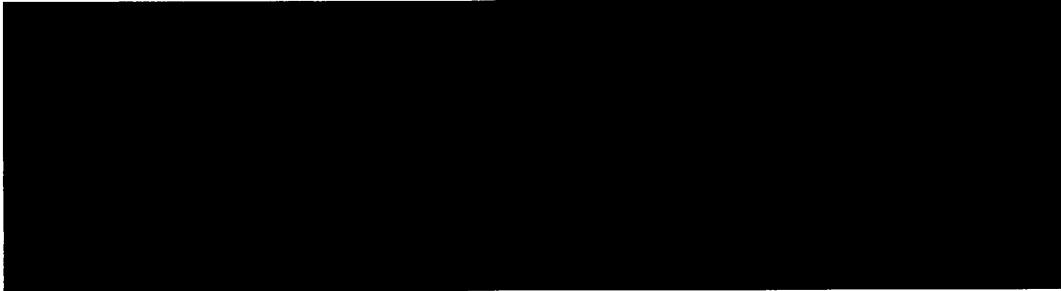
要返却、複写禁止

平成30年11月

秘

民事弁護修習記録

第 [REDACTED] 号
(第1分冊)



司法研修所

要返却、複写禁止

平成30年11月

秘

民事弁護修習記録

第 [REDACTED] 号
(第2分冊)



司法研修所

要返却、複写禁止

平成30年11月

秘

民事修習記録

第 [REDACTED] 号

司法研修所